

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番 (0154) を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

交通安全指導員

応募資格 市内在住の満80歳未満で交通安全運動推進活動に意欲的で健康な方

※各地域での街頭指導、6期60日の各交通安全運動への参加、市内で開催される各種行事やイベントでの交通指導

任期 2年(再任可)

他活動に必要な被服、物品は貸与します

※今回は、釧路地域のみ募集です(阿寒・音別地域の募集はしていません)。

募集時期 随時

☎市民生活課(☎31・4521)

北海道消費生活モニター

20歳以上で市内在住の方

定員 6人

委嘱期間 4月～21(令和3)年3月

☎毎月1回の物価動向調査、研修会への参加、意見・情報の報告等

報酬 月額1650円(予定)

☎3月5日(木)までに市民生活課(☎31・4590)へ

赤十字救急法

●基礎講習

☎4月19日(日)午前9時～午後1時

☎心肺蘇生、AEDの使い方、気道異物除去等

☎満15歳以上

定員 20人(定員締切)

¥1500円(教材費等)

●救急員養成講習

☎4月19日(日)午後2時～5時、25日(土)午前9時～午後5時・26日(日)午前9時～午後4時

☎急病の手当、ケガの手当などの救護に関すること

☎基礎講習修了者(認定証有効期限内)で全日受講可能な方

定員 20人(定員締切)

¥1700円(教材費等)

【共通】☎釧路赤十字病院4階講堂

☎4月3日(金)までに日本赤十字社釧路市地区(地域福祉課内☎

23・5151(内線1423)へ

税・保険・年金

3月31日(火)は左記の市税等の納期限です

・国民健康保険料(第10期)

・後期高齢者医療保険料(第10期)

・介護保険料(第10期)

※いずれも普通徴収分

・3月分保育園保育料

●市税等 休日の納付相談窓口

☎3月28日(土)午前9時～午後5時

◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付にあたってお困りの際はご相談ください。

☎納税課(☎31・4517・4518)

☎納付には便利な口座振替を

国民健康保険課からのお知らせ

●国民健康保険の所得申告をお忘れなく

20(令和2)年度分の国民健康保険料は、加入者の19(平成31)年中(1月1日～12月31日)の所得に基づき、決定します。忘れずに所得申告を行ってください。

所得申告が必要な方

○所得税の確定申告や市道民税の申告をしていない方、申告の必要がないと言われた方

○事業主から市民税課に給与支払報告書が提出されていない方

○19(平成31)年中の所得がないう方(申告により保険料の一部が減額になる場合があるので必ず申告してください)

※公的年金を受給している方で、それ以外に所得がない方は申告の必要はありません。ただし、公的年金のうち、障害年金、遺族年金のみを受給している方は申告が必要です。

申告期限 4月10日(金)

持参 19(平成31)年中の所得が分かるもの、健康保険証、印鑑

※19(平成31)年度も国民健康保険課へ所得簡易申告書を提出した方(税務署等で申告した方を除く)には、3月下旬に20(令和2)年度分の申告書を送付します。

申告場所・☎防災庁舎2階国民健康保険課担当(☎31・4528)、☎市民課市民サービス担当(☎66・2210)、☎市民課市民サービス担当(☎015471612231)

●国民健康保険の手続きはお済みですか

国民皆保険の制度により、協会けんぽ等の健康保険に加入している方以外は、国民健康保険への加入が義務づけられています。転入や退職等で健康保険証をお持ちでない方や、任意継続の加入期間が終了する方は、忘れずに加入の手続きをしてください。

なお、保険料は国保の資格が発生したときまで(最高2年間)さかのぼって計算されます。また、国保に加入している方が市外へ転出する場合や、協会けんぽ等の健康保険に加入した場合などには脱退の手続きが必要になりますので、お問い合わせください。

☎国民健康保険課担当(☎31・4528)

自動車税の住所変更をお忘れなく

自動車税は4月1日現在の登録に基づいて課税されます。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

・住所が変わったとき(変更登録)

・自動車を売却したとき(移転登録)

・自動車を売却しなくなったとき(抹消登録)

自動車税種別割納税通知書を確定にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。なお、変更登録が間に合わないときはお問い合わせいただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

☎札幌道税事務所自動車税課(☎011・7461197)

たばこ税手持品課税の納期は3月31日(火)まで

昨年10月の紙巻きたばこ三級品の税率改定に伴う、たばこ税手持品課税の納期限は3月31日(火)となっています。該当する販売事業者の方は、期日までの納付をお願いします。

☎市民課課税務担当(☎31・4513)

事業主と従業員の皆さんへ、個人住民税は特別徴収で納めましょう

釧路総合振興局と市では、個人住民税の特別徴収(事業主が従業員の給与から年12回に分けて徴収し、納入する制度)への切り替えをお願いしています。特別徴収にすることにより、1回当たりの負担額が少なく済み、納め忘れも防ごうことができます。特別徴収の開始を希望される場合には、従業員の方は勤務先に、事業主の方は左記へお問い合わせください。

☎市民課課税務担当(☎31・4515)

消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早め!

●「確定申告書作成コーナー」をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」は画面に従って金額を入力すれば税額などが自動計算され、申告書等が作成できます。作成したデータは印刷して書面提出ができるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用してインターネットで自宅等から申告・納税(ダイレクト納付)することが可能です。

環境

環境事業課からのお知らせ

●粗大ごみの収集は 早めのお申し込みを!

3・4月は粗大ごみ収集の申し込みが多くなり、申し込みから収集までお待たせする場合があります。あらかじめ処分する粗大ごみを確認し、早めにお申し込みください。

●集団資源回収に 取り組みませんか?

家庭から出る新聞紙等の資源物を協力して集めている団体に奨励金を交付しています。リサイクルの意識を高めながら団体の運営助成にもなります。

対象品目 新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック

奨励金額 対象品目1キログラムごとに2円(年2回交付)

対象団体 町内会、自治会、子ども会、老人クラブ、PTAなどの非営利団体で要事前登録

●ごみを減らすためには 調理するときは残っている食材から使うようにし、野菜や果物の皮は厚むきしないようにしましょう。食材を上手に食べ切って、食品ロスを減らしましょう。

☎環境事業課廃棄物対策担当(☎31・4551)、☎市民課環境担当(☎66・2211)、☎市民課環境担当(☎015471612231)

春採湖レポート2018を作成しました

春採湖調査会では春採湖とその周辺の自然環境に関する調査を行っており、18(平成30)年度の結果をわかりやすく整理した「春採湖レポート2018」を作成しました。市ホームページで公開していますので、ご覧ください。

☎環境保全課自然保護担当(☎31・4594)

福祉

外国人高齢者・障害者福祉給付金制度

この給付金は、公的年金の制度上、無年金にならざるを得なかった在日外国人高齢者・障がい者の方々が、地域で自立し、安定した生活を続けていくことを支援し、その福祉の向上を図るためのものです。

☎市に住民登録されている外国人の方のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方であり、所得が基準額以内の方で、かつ、次のいずれかに該当する方

①高齢者 大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人のうち、永住許可または特別永住許可を受けている方(昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得した方を含む)

②障がい者 ・昭和37年1月1日以前に生まれた重度心身障がい者のうち、昭和57年1月1日以前に重度心身障がい者であった在日外国人または同日以降重度心身障がい者となり、その初診日が同日以前の在日外国人の方。

・昭和36年4月1日以降昭和57年1月1日以前に日本国籍を取得した重度心身障がい者のうち、日本国籍取得日前に満20歳に達していた方で、日本国籍取得日前に重度心身障がい者であった方、または日本国籍取得日以降